

連載  
第12回建て替え・新築移転案件から派生する  
課題とその解決 E医療機関の場合

～産婦人科医療機関の存続と指定管理者制度②～

## はじめに

前回に続き、最初に産科医療に関連した話をしたいと思います。

厚生労働省が2007（平成19）年に医療計画での法整備を行い、4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）5事業（救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）における医療連携体制に伴う医療提供システムの構築を重要視した制度を作成し、それが2013（平成25）年度の第6次医療計画からは精神疾患を含め5疾病5事業、さらに5事業に在宅医療が付随して現状推進されています。

当初から周産期医療は5事業の一つに含まれており、その趣旨は、「周産期（妊婦満22週から生後満7日未満までの期間）での合併症妊婦や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命にかかわる事態が発生する可能性から、周産期の前後の期間を含め、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療連携体制構築を要する」としています。

つまり産科を伴う医療は、医療提供側から見ると、ハイリスク部分とローリスク部分（正常分娩）が隣り合わせで、産科を主とする医療機関および医師の確保だけでは、厳しい側面があることを伝えています。

その中で、産科を主とする医療に関する施設体系（類型）を見てみると、ハイリスク部分は病院が担当し、その高次医療は総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターなどが担い、ローリスク部分は円滑に正常分娩を行える有床診療所をはじめ助産所、そして、数年前からメディカル・バースセンターの存在が担っていると思われま

す。産科医療に関しては、出産数の減少と医療提供側の減少という需給バランスだけでなく、ハイリスク部分という課題も抱えており、小児科の医療連携だけでなく、局面の打開には、新たな展開が見えてこない限り、今後もなお厳しい状況が継続していくように考えられます。

## 移転新築計画がスタート

某市に関する産婦人科医療機関の存続を目的とした、指定管理者制度を活用したE医療機関の移転新築計画は、今思えば、新たな打開策の一つだったと思います。

ただし、指定管理者制度に関する知識が薄かったことや安易に考えていた部分もあり、当事者間である某市（開設者）とE医療機関（運営者）において、市の言い分と医療機関側の言い分がかみ合わず、それまでの交渉や打ち合わせ、議論がスムーズに

進んでこなかったのが実態だったようです。

そこでまず初めに、E医療機関の理事長（以下、E理事長）に、医療機関に関する指定管理者制度等の説明を行いました。そして後日、某市にて病院と有床診療所の違いなどを含め産婦人科の医療機関の概況、および医療機関に関する指定管理者制度の難しさについての説明などを時間をかけて行いました。一度では理解されず、今思えば、この導入部分が一番時間がかかったかもしれません。

最終的判断としては、当初、E理事長が考えていた①有床診療所（19床）での産婦人科の継続、②指定管理者制度を活用した市立産婦人科医療機関への移行、③当該市内での産婦人科医療機関の存続、④開設者が某市、運営者がE理事長という明確な棲み分け、⑤移転地の提供と建て替え資金などのまとまった資金が不要、などを理由に、移転新築計画がスタートすることになったのです。

しかし、ここからが厄介なコンサル業務の始まりで、E理事長側の考え方や言い分、某市（行政）側の考え方など、両者の擦り合わせや調整をしていくことが大変だったと記憶しています（この連載では詳細には記載できませんが……）。

## 市立産婦人科医療機関における指定管理者制度の導入計画開始

先に、某市において有識者の検討や市議

会での取り決めは終了していたことから、後付けでしたが「市立産婦人科医療機関における基本構想および基本計画」の策定業務を行いました。次に設計業務の入札を行ったうえで、基本および実施設計業者を委託し、基本設計での打ち合わせが繰り返されました。

それと並行して、E理事長や某市の職員を同行し、県外の新規または話題性のある産婦人科医療機関や市立の医療機関、メディカル・バースセンターなどを複数見学とヒアリングに訪れ、新しく建てる市立産婦人科医療機関の参考としたのです。

移転地に関しては、某市が対応をして、すでに決定していたことから、その整備や法的な手続きを任せていました。その移転地にどのような建物ができるかが課題であり、E理事長からの要望としては、「妊婦の動線とスタッフの動線を考えると平屋造りと……個室を多めに配置したい……そして妊婦や出産後の住民が集まりやすいオープンスペースを取りたい……」などがありました。そして、その要望を取り入れて、設計プランの打ち合わせが続けられたのです。

基本設計までが無事に終了し、実施設計へ進む段階になると、次に待ち受けているのが、算出される概算建設費用に対する某市の予算の決定や、某市とE理事長との指定管理者に伴う基本協定書や契約関係の締結などでした。

（次号へ続く）